



平成23年6月2日

各位

会社名 インフォテリア株式会社  
代表者名 代表取締役社長 平野洋一郎  
(コード番号:3853 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理部長 齊藤裕久  
(TEL 03-5718-1250)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年6月2日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成23年6月18日開催予定の第13回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 1. 提案の理由

機動的な配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行う事が可能となる旨を規定する変更案定款第37条(剰余金の配当等の決定機関)及び第38条(剰余金の配当の基準日)を新設し、現行定款第37条(期末配当金)及び第38条(中間配当金)の削除を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算 (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第38条 当社は、取締役会決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行う事ができる。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年6月18日(土)

定款変更の効力発生日 平成23年6月18日(土)

以上